

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省R4-20)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上勝(自然環境計画課長)				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定時期	令和5年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
1 「生物多様性」の認識状況	30%	H16年度	75%	R3年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているが、コロナ禍によってCOP15が延期された結果、次期国家戦略の策定が遅れており、同戦略が改定されるまで、現行目標を維持する。
					75%	—	75%	—	—	—	—	
2 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	H18年度	100%	R5年度	89%	91%	95%	99%	100%	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万の植生図については、国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めると記されており、再生可能エネルギーポテンシャル把握等の基礎データとして早期の整備が求められているなど、令和5年度までに全国での整備が完了するよう進める必要があるため。
					89%	94%	95%	—	—	—		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 生物多様性保全に係る必要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進		—		生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組とそのPDCA強化が議論されているため。							
4 生物多様性保全に係る国内施策の基盤的構築状況	生物多様性保全に係る国内施策の基盤的構築の強化		—		「生物多様性国家戦略 2012 2020 の実施状況の点検結果」(2021年1月、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議)やポスト2020枠組におけるPDCAの強化を踏まえ、効果的な目標・指標を備えた次期生物多様性国家戦略を策定するとともに、それらを地域における取組に落とし込むために必要な施策を実施し、国内施策の基盤的構築を強化する必要があるため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号					
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度								
(1) 国際分担金等経費 (昭和54年度) (関連:28-②、28-③)	253 (251)	250 (249)	436 (435)	430	3	令和4年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)	182					
(2) 生物多様性センター維持 運営費 (平成10年度)	93 (64)	117 (72)	85 (95)	77	1	<達成手段の概要> 生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に生物多様性の認知度をあげることを目標に以下の施策を行う。 ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行い生物多様性の認知度を上昇させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性に係る情報を発信する施設を適切に維持管理することで、生物多様性の保全に関する普及啓発に寄与する。 ・生物多様性に関する資料・情報を収集・管理し、積極的に情報発信することで、生物多様性の保全に関する普及啓発を促進する。 ・各種イベント等を通じて、生物多様性の保全に関する普及啓発に貢献することで生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。	183					

(3)	自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度)	55 (53)	69 (68)	60 (62)	71	2.4	<p><達成手段の概要> 自然環境保全法第4条に基づき、全国的観点から我が国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全等の施策を推進するための基礎資料を整備・提供する。</p> <p><達成手段の目標> 自然環境に関する全国的な基盤情報を、継続的に収集・提供する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 全国的観点から我が国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するとともに基礎資料を整備することは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	184
(4)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 (平成15年度)	322 (322)	305 (289)	297 (278)	296	4	<p><達成手段の概要> 国内の各生態系を対象として、全国約1,000か所において継続的なモニタリングを実施し、その変化を把握する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、CITES掲載種分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 生物多様性の保全や地球温暖化等による影響評価等に資する基礎情報を収集・提供する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国を代表とする生態系の現状と時系列・空間的变化をとらえ、科学的かつ客観的なデータを収集し、生物多様性保全施策に必要な科学的基盤情報の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。また、東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備や、同地域における能力構築等の国際的な取組を通じて、「自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p>	185
(5)	地球規模生物多様性情報システム整備推進費 (平成6年度)	89 (84)	101 (99)	88 (81)	38	4	<p><達成手段の概要> 自然環境保全基礎調査をはじめとする生物多様性保全に関する情報を収集・管理し、一層の電子化・オープンデータ化を進めるとともに、インターネットを介して広く提供する。</p> <p><達成手段の目標> 生物多様性保全に関する情報が国内外に広く共有され、保全施策や研究等に活用される。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性に関する情報を収集するとともにWebGISを用いた情報提供を行い、生物多様性保全に係る情報の利活用に貢献する。 ・J-IBISの機能及び生物多様性に関する情報の拡充、親しみやすいWebコンテンツの見直しを行い国民への生物多様性に関する普及啓発や研究の振興に寄与する。</p>	186
(6)	生物多様性国家戦略推進費(「生物多様性基本施策関係経費」からの名称変更) (平成20年度)	36 (29)	28 (27)	31 (集計中)	44	1.4	<p>令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)</p>	188
(7)	「国連生物多様性の10年」推進事業費 (平成23年度)	15 (14)	15 (17)	-	-	1	<p><達成手段の概要> 主要なセクターの参画を得て設立した「国連生物多様性の10年日本委員会」により、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。</p> <p><達成手段の目標> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」における後半5年の目標と取組をまとめたロードマップに基づき、各取組を更に推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	202(R2年度)

<p>ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費（令和2年度：ポスト2020目標検討等調査費） （平成31年度：中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費） （平成24年度：愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費） （平成23年度：ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費）</p>	<p>44 (37)</p>	<p>50 (18)</p>	<p>50 (33)</p>	<p>53</p>	<p>3.4</p>	<p><達成手段の概要> 生物多様性条約COP15において新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」を策定し、迅速に実施につなげるため、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の国内措置の着実な実施、生物多様性の経済価値評価、資源動員戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、ポスト2020生物多様性枠組の議論に積極的に貢献するとともに、その実現に向けてステークホルダーの取組を促進していくことを目的とする。</p> <p><達成手段の目標> ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進につなげる。 ・今後の課題について検討するために、生物多様性を対象とした経済的価値の評価に係る国内外の情報収集を行う。 ・名古屋議定書の国内措置の効率的かつ効果的な実施。 ・生物多様性に係る条約関連会合の議論への我が国の意見のインプット。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・説明会の実施、特設ウェブサイトの運用・保守、諸外国法令の翻訳等を行い、名古屋議定書の国内措置の普及啓発及び実施を支援する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性に関する国際規格（ISO）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の議論に貢献するとともに、ガイドラインの策定等により国内の事業者の取組を支援する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。 ・資源動員目標の達成の方策の検討を進めることにより、各種生物多様性保全施策の実施に寄与する。 ・生物多様性に係る条約関連会合への専門家の派遣により、議論の進展に貢献する。</p>	<p>189</p>
<p>生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費（平成25年度）</p>	<p>39 (35)</p>	<p>39 (25)</p>	<p>35 (18)</p>	<p>35</p>	<p>3.4</p>	<p><達成手段の概要> ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）の活動に係る国内連絡会等を開催する。 ・既存の生物多様性に関する観測データ、調査結果の整備・収集を行い、GBIF等へ提供する。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合へ派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・日本人専門家間での情報共有を推進する。 ・収集した観測データ、調査結果がIPBESの情報基盤となるとともに、生物多様性情報が国内外に広く共有され、保全施策や研究等に活用される。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映される。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図ることで、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発」に寄与する。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映され、地球規模及び我が国の施策検討の基礎となる科学的知見の深化等が進むことにより、「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る」ことに寄与する。 ・国内の生物多様性情報の収集を図り、GBIFへの継続的な情報提供に寄与する。</p>	<p>198</p>
<p>サンゴ礁生態系保全対策推進費（（旧）アジア太平洋地域生物多様性保全推進費のうち、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業）（平成30年度）</p>	<p>31 (31)</p>	<p>23 (23)</p>	<p>41 (5)</p>	<p>32</p>	<p>3.4</p>	<p><達成手段の概要> ・東アジア地域のサンゴ礁生態系のモニタリングを推進し、保全事例に役立てる。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」に基づくモデル事業の検討と達成状況のフォローアップを行う。</p> <p><達成手段の目標> ・地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）東アジア地域のモニタリング体制及び情報共有メカニズムを強化する。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」において選定した、2030年度までに集中的に取り組むべき重点課題への対策として、モデル事業の検討を行うとともに、各地域における取組達成状況についてのフォローアップを行うことで、「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」を着実に実施し、サンゴ礁生態系の効果的且つ効率的な保全を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・サンゴ礁生態系保全を促進し、生物多様性国家戦略及びポスト2020生物多様性枠組に掲げられているサンゴ礁生態系保全に関する目標の達成に寄与する。</p>	<p>193</p>
<p>森林・乾燥地・極地保全対策費（平成23年度）</p>	<p>31 (28)</p>	<p>30 (25)</p>	<p>26 (20)</p>	<p>26</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> ・世界の森林の生物多様性保全、砂漠化対処に関する普及啓発等を実施する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。</p> <p><達成手段の目標> ・世界の森林の生物多様性の保全を図るための普及啓発等を実施することで海外森林の生物多様性保全活動が継続的に促進される。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地において住民参加による灌木の保全・再生及び持続可能な利用・管理の促進を図り、先進締約国としての義務の遂行及び国民意識の向上に寄与する。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施により南極観測において環境配慮が促進される。南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行うことで法的手続きの遺漏を防止する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展への貢献をすることで、世界の森林及び乾燥地における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。</p>	<p>195</p>

(12) アジア保護地域イニシア ティブ構築推進事業 (平成25年度)	24 (20)	19 (8)	19	19	3	<p><達成手段の概要> 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する取組事例の共有や能力開発等の事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標> アジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組を通じた活動を通じ、ポスト2020目標も見据えつつ、アジアにおける保護地域の管理水準の向上を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国の愛知目標達成に向けた取組が推進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的リーダーシップの発揮とパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球環境の生物多様性の保全を図る」に貢献する。</p>	190
(13) 地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等(クマ等)監視業務 (平成27年度)	0	0	0	0	4	<p><達成手段の概要> 生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注意鳥獣(クマ等)などについて生息状況調査を行い、今後の生息分布を予測する。</p> <p>なお、平成30年度より、自然環境保全基礎調査費と一体的に実施することにより、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。</p> <p><達成手段の目標> 要注意鳥獣(クマ等)7種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成30年度より、「自然環境保全基礎調査費」と一体的に実施することにより、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」により効率的・効果的に寄与する。</p>	-
(14) 生物多様性保全推進支援事業 (平成20年度)(関連:29-0)	136 (129)	136 (128)	172 (160)	172	4	<p><達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する先進的・効果的活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	199
(15) 気候変動適応計画推進のための浅海域生態系現況把握調査	13 (12)	13 (11)	12 (11)	0	4	<p><達成手段の概要> 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する基盤的情報を整備・提供する。</p> <p><達成手段の目標> サンゴの分布状況について把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 浅海域におけるサンゴ礁の分布面積等の生物多様性に係る基盤情報の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。</p>	192
(16) 自然生態系を基盤とする防災減災推進費 (令和2年度)	-	80 (1)	126 (121)	94	4	<p>令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)</p>	239
(17) 生物多様性の主流化推進事業費 (令和3年度)	-	-	15 (集計中)	15	1	<p>令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)</p>	243
施策の予算額・執行額	1,181 (1,109)	1,275 (1,059)	1,438 (集計中)	1,402	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-21)

別紙1

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上勝(自然環境計画課長) 則久雅司(国立公園課長)			
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	令和5年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値								
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
1 自然再生協議会の数	26	R2年度	30	R7年度	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。	
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	-	-	100%	毎年度	9地区100%	7地区100%	6地区100%	10地区100%	100%	100%	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。
3 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	H23年度	6,994	R3年度	-	-	6,994	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度における利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしていたが、コロナ禍を踏まえ、令和3年度までとしている。
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
		目標年度									
4 生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進		-	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。							
5 保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理		-	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業番号				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度							
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業(平成22年度)	6(5)	6(6)	6(5)	6	5	<達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 <達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施する(自然環境保全地域等の適切な保全管理)。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより原生的な自然環境の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。	197				

(2)	生物多様性保全推進支援事業 (平成20年度)(関連:29-⑳)	136 (129)	136 (128)	172 (160)	172	4, 5	<p><達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する先進的・効果的活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定、里山未来拠点形成支援事業)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	199
(3)	自然再生活動推進費 (平成15年度)	11 (10)	9 (9)	11 (10)	11	1, 4	<p><達成手段の概要> 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行う。また、自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。</p> <p><達成手段の目標> 地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することによる、自然環境の保全・再生を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生の技術課題の解決等の支援を行うことにより、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立及びその取組の推進を図るものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	200
(4)	国立・国定公園新規指定等推進事業費 (平成25年度)	108 (90)	68 (57)	63 (集計中)	63	2.5	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園の新規指定又は大規模拡張を推進する。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しを推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進み、「自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理」に寄与する。</p>	201
(5)	沖合海底自然環境保全地域管理事業費 (令和2年度)	-	180 (165)	60 (77)	38	5	<p><達成手段の概要> 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、沖合海底自然環境保全地域の自然環境についてのモニタリングを行う。</p> <p><達成手段の目標> 沖合海底自然環境保全地域の自然環境の状況を把握し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングを行うことで、沖合海底域の生物多様性及び生物資源を保全する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 沖合自然環境保全地域の自然環境の情報を継続的に把握することで、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	238
(6)	特定地域自然林保全整備事業費 (平成4年度)	6 (6)	6 (6)	6 (集計中)	6	5	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 遺産地域等の保全設備の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。</p>	209
(7)	生物多様性保全回復施設整備交付金事業 (平成25年度)	124 (214)	38 (32)	25 (23)	25	4	<p><達成手段の概要> 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業の支援を通じて地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保することにより、施策の達成すべき目標である、「生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。」に寄与する。</p>	211

(8)	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 (平成26年度)	436 (361)	450 (333)	410 (集計中)	392	5	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。 また、令和3年7月に新たに世界自然遺産として登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、ユネスコ及びIUCNからの勧告に対応すべく遺産地域の長期的な河川再生のための戦略づくりや、適正な観光管理の推進、観光利用や気候変動の影響に関するモニタリングの強化などの必要な保護措置を講じる。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築を図る(遺産地域等の適切な保全管理)。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与する。</p>	205
(9)	世界遺産保全管理拠点施設等整備 (平成24年度)	11 (11)	699 (59)	675 (集計中)	30	5	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産条約国の責務である。新規に世界自然遺産に登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、保全管理や普及啓発等を担う施設整備のための調査・設計を行う。</p> <p><達成手段の目標> 本施設を拠点として、世界遺産としての価値の維持を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界遺産としての価値の維持が図られていることで、世界遺産地域の適切な保全管理に大きく貢献する。</p>	210
(10)	国立公園内生物多様性保全対策費(平成15年度)	102 (80)	114 (99)	101 (集計中)	30	5	<p><達成手段の概要> 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人為的な管理停止の影響により地域固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら順応的な生物多様性保全施策を実施する。また、島嶼といった外来種の影響を受けやすい脆弱な自然環境を有する地域において外来種の防除事業を継続する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園等の保護地域に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化するとともに、利用調整を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等の保護上重要な地域において、過剰利用や生態系攪乱を防止し、生物多様性を保全する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境及び個々の生物種の保護による生物多様性の保全や、人と自然との共生等に寄与する。</p>	202
(11)	日光国立公園「那須平成の森」管理運営事業(平成23年度)	34 (34)	36 (34)	34 (集計中)	34	5	<p><達成手段の概要> 平成23年5月の一般供用後の変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方、モニタリングの体制構築について検討を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。</p> <p><達成手段の目標> 国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 豊かな自然の中で国民が自然を体験し、自然と人間の共生のあり方を学ぶための場所にふさわしい利用環境を環境省において確保・維持していくことで、自然との共生の推進に資することに寄与する。</p>	203
(12)	特定民有地買上事業費 (平成17年度)	562 (528)	610 (602)	585 (集計中)	509	5	<p><達成手段の概要> 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が買上を行う。 本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	207
(13)	国立公園管理計画等策定調査費(平成18年度)	33 (27)	29 (19)	29 (集計中)	24	5	<p><達成手段の概要> 自然公園法に基づき、各国立公園における地域の自然的・社会的条件を踏まえて、地域の合意形成を通じて「管理方針」及び「管理運営計画」をとりまとめる。</p> <p><達成手段の目標> 各国立公園において、地域の特性に応じた適切な管理方針を作成し、適切できめ細やか、かつ円滑な国立公園の管理運営が実施されることで、自然との共生の推進に資することを目標とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国立公園を管理計画区として地域区分し、多様な地域の実情に即した、地域の関係者の連携を推進するための具体的な取扱い方針等を定めた「管理運営計画」等を作成し、地域の関係者と国立公園のビジョン等について共通の認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用に寄与する。</p>	212

(14)	国立公園等民間活用特定 自然環境保全活動(グリーン ワーカー)事業費(平成 13年度)	269 (246)	263 (261)	251 (233)	251	4	<p><達成手段の概要> 国立公園等(国立公園、国指定鳥獣保護区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域)の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、以下の①～④の事業を中心としたきめ細かな自然環境保全活動等を実施する。</p> <p>①野生生物の保護・保全、②環境美化、③登山道の整備、④景観の維持</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国民ニーズや地域ニーズを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効率的かつ効果的に実施し、国立公園管理やサービスのグレードアップを図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られ、国民のニーズにも寄与する。</p>	213
(15)	地方環境事務所電子政府 システム維持管理更新費 (平成15年度) ※令和4年度よりデジタル 庁一括要求予算	14 (13)	9 (9)	46 (44)	0	5	<p><達成手段の概要> 国立公園に係る各種申請等に対して効率的な処理を確保するため、「電子政府構築計画」に基づき、国立公園業務管理システムの適切な維持及び必要な更新を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園に係る申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図ることにより、円滑な国立公園管理に寄与する。</p>	196
(16)	山岳環境保全対策事業 (平成23年度)	61 (14)	54 (53)	97 (4)	82	4	<p><達成手段の概要> 山岳環境の保全や、中高年、女性登山者、訪日外国人旅行者の利用増加に対し、環境に配慮したし尿処理施設が整備されていない山小屋等トイレを公衆トイレとして活用できるよう整備する。</p> <p><達成手段の目標> 公衆トイレとしても利用できる山小屋トイレの整備を行うとともに、国立公園等の山岳地域の優れた景観の保持及び自然環境の保全と適正利用を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じ、国立公園等をより魅力あるものとするとともに、観光地域として再生・活性化することに寄与する。</p>	204
(17)	放射線による自然生態系 への影響調査費 (平成28年度)	14 (12)	14 (12)	14 (12)	14	4	<p><達成手段の概要> 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努める。</p> <p><達成手段の目標> 放射線による自然生態系への影響を把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができ、これにより生物多様性の保全のための必要な取組の一層の推進に寄与する。</p>	187
(18)	ロングトレイル体制強化等 推進事業(旧)三陸復興 国立公園再編成等推進事 業費) (令和3年度)	29 (26)	28 (23)	27	27	3	<p><達成手段の概要> 全国のロングトレイルについて、①地域の参画によるサービスの向上と交流人口の拡大や民間企業等との連携強化を図るための制度構築、②トレイル周辺のモニタリング、③ロングトレイルの普及啓発を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 長距離自然歩道年間利用者数を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々が身近な自然の価値を再認識し、健康志向が高まる中、二酸化炭素を排出せずに心身の健康にも通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信し、その活用を推進することで、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する</p>	244
(19)	鳥獣保護管理強化総合対 策事業費 (平成24年度) (関連:30-㉓)	770 (659)	730 (596)	730 (集計中)	632	5	<p><達成手段の概要> シカ等の野生鳥獣による深刻な生態系被害を受けている国立公園等の保全地域又は今後生態系被害が顕在化する可能性がある地域において、野生鳥獣の管理計画を策定するとともに、シャープシューティング等の先進的な捕獲法を導入しつつ捕獲を継続する。</p> <p><達成手段の目標> 生態系の現況把握、野生鳥獣による生態系の被害状況把握、対象種の生態特性把握、保全対象の優先度整理、捕獲体制の構築等を行い、野生鳥獣の個体数密度を適正化するための基盤を構築する。また、並行して捕獲を進めることで、生態系被害を与える野生鳥獣の生息頭数を適正化し、被害を終息させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の生物多様性保全上重要な国立公園等において、野生鳥獣の適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	208

(20) 西之島総合学術調査事業費 (平成29年度)	26 (28)	39 (0)	78 (71)	39	5	<p><達成手段の概要> ①自然環境に関する各分野の専門家による調査団を組織し、総合学術調査を実施。あわせて、学術的な検討会を実施し、調査計画の作成や、調査結果に基づく当該地域の自然生態系の状況や学術的価値などについての分析・評価を行うとともに、モニタリング計画の策定を行う。 ②保護担保措置の検討に当たっての基礎的調査として、当該地域の生態系を脅かすリスクの把握や、原生的な自然を維持できる条件を有しているかについて、実態調査や海外の事例も含めた情報収集を行う。 ③①、②をもとに、西之島の保護のあり方についての検討を行い、保護の方針を決定する。</p> <p><達成手段の目標> 西之島の生態系の保護を図り、島嶼における進化の過程や生態系の形成過程を把握するためのモニタリングサイトとして厳正に管理する。このことにより、生態系の形成過程を一から観測できる貴重な区域としての価値を損なうことなく子孫に引き継ぐことが可能となり、生態系の仕組みの解明等に資するとともに、自然再生、自然と共存した国土の合理的利用といった観点の技術的進歩に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 原生的な自然環境の生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に寄与する。</p>	191
(21) 里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費 (平成30年度)	33 (27)	25 (25)	29 (27)	25	4	<p><達成手段の概要> 重要里地里山及び重要湿地に生息・生育する種の詳細情報を文献調査・現地調査(魚類は環境DNA分析技術を含む)によって拡充するとともに、絶滅危惧種分布重要地域を抽出する。</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種分布重要地域を抽出することにより、自然再生等の保全対策等に活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本調査の成果は、自然再生等の保全対策や生息地等保護区の指定検討等の取組の基礎資料として有用であることから、施策の目標の達成に貢献する。</p>	228
(22) ポスト2020目標に向けた民間取組を活用した新たな自然環境保護のあり方の検討費 (令和2年度)	-	21 (16)	18 (18)	-	4	<p>令和4年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)</p>	237
(23) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業費 (令和4年度)	-	-	-	130	4	<p>令和4年度行政事業レビューページURL (https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)</p>	
施策の予算額・執行額	2,785 (2,520)	3,564 (2,544)	3,420 (集計中)	2,540		<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-22)

別紙1

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中澤圭一 (野生生物課長)				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。				目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、カルタヘナ法	政策評価実施予定時期	令和5年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1 国内希少野生動植物種の指定数	-	-	700種	R12年度	-	-	-	-				絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
					356種	395種	427種					
2 国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数	-	-	0種	-	-	-	-	-				新たな種の絶滅が生じないよう、種の保存法に基づく施策を行う国内希少野生動植物種の状況について評価するため。
					0種	0種	0種					
3 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000罨日当たりの捕獲数)	-	-	0頭 (毎年度減少)	R4年度	-	-	-	0頭	0頭	0頭	0頭	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
					0頭	0頭	0頭					
4 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R4年度	-	-	-	0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。
					0地点	0地点	0地点					
5 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中 中央値 ニホンジカ 216万頭 イノシシ 120万頭 ※令和3年 度に算出	平成23年 度	平成23年 度比で半 減 (ニホンジカ 108万頭、 イノシシ 60万頭)	R5年度	-	-	-	-				ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
					ニホンジカ 222万頭、 イノシシ 100万頭	ニホンジカ 218万頭、 イノシシ 87万頭	集計中					
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
6 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		-		外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。							
7 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		-		鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度				
(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業費(平成26年度)	-	-	-	-		3	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0221
(2) 外来生物対策費(平成16年度)	-	-	-	-		4	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0218
(3) 外来生物対策管理事業地方事務費(平成18年度)	-	-	-	-		4	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0225
(4) 特定外来生物防除等推進事業費(平成18年度)	-	-	-	-		2, 4	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0226
(5) 遺伝子組換え生物対策費(平成16年度)	-	-	-	-		4	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0220
(6) 希少種保護推進費(平成5年度)	-	-	-	-		1	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0217
(7) トキ生息環境保護推進協力費(平成13年度)	-	-	-	-		1	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0215
(8) 野生生物保護センター等整備・維持費(平成4年度)	-	-	-	-		1	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0222
(9) 野生生物専門員活用事業(平成19年度)	-	-	-	-		1	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0227
(10) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費(平成18年度)	-	-	-	-		1	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0223
(11) 国際希少野生動植物種流通管理対策費(昭和61年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0214
(12) 鳥獣保護基盤整備費(平成10年度、一部平成19年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0216
(13) 鳥獣保護管理強化総合対策事業費(平成24年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0208
(14) 野生鳥獣感染症対策事業費(平成17年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0219
(15) 国指定鳥獣保護区管理強化費(昭和46年度、一部平成21年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0224
(16) 国際分担金等経費(昭和54年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0182
(17) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費(昭和57年度)	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0194
(18) 野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業	-	-	-	-		5	https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html	0245
施策の予算額・執行額	5,118 (4,752)	5,664 (5,211)	6025 (確認中)		確認中	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-23)

別紙1

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理				担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	野村環(動物愛護管理室長)					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期 令和5年8月					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)	92千頭	H30年度	減少傾向維持	R12年度	-	-	-	-					国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)	38千頭	H30年度	20千頭	R12年度	-	-	-	-					国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー 事業番号		
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度									
(1) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	145 (123)	340 (297)	201 (133)	192	1,2	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な解決と更なる効果的な施策の展開につなげる。				0229			
(2) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	248 (178)	108 (103)	148 (136)	174	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助する。 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。				0230			
(3) 愛玩動物看護師制度構築 検討調査費 (令和2年度)	-	14 (11)	12 (8)	10	1,2	<達成手段の概要> 愛玩動物看護師が国家資格となる事に伴い、認定試験実施にかかる検討やそれに必要な調査等を実施するとともに、有資格者数を増加するための普及啓発事業を実施する。また、法施行後、適切に制度運用するための調査や検討を実施する。 <達成手段の目標> 有資格者数を増加し、愛玩動物の適切な飼養等に寄与する。				0240			
(4) 犬猫の譲渡促進等に係る 総合推進費	-	-	-	25	1,2	<達成手段の概要> 自治体が引取る犬猫について、普及啓発や事例調査、モデル事業等を通じ、適切な譲渡を促進させる。 <達成手段の目標> 引取られた犬猫が適切に譲渡されることで殺処分数が減少するよう、譲渡が円滑に進む仕組みを構築し、社会に定着させる。				-			
施策の予算額・執行額	393 (301)	448 (400)	361 (277)	401	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-						

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進				担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	則久雅司(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長)					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法	政策評価実施予定時期	令和5年8月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数(括弧内は累計)	-	H20年度	(47)	R10年度	-	-	-	-	-	-	-	-	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651,265	S45年度	前年度の水準を維持	-	676,000	667,000	680,000	-	-	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。
4 国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	-	-	前年度比1%増	-	375,223	372,842	220,678	-	-	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者数を評価する。
5 国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	-	-	22	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数を評価する。
6 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	R4年度	-	-	12	12	-	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。
7 国立公園訪日外国人利用者数	-	-	667万人	R7年度	-	-	設定不能	設定不能	-	-	-	-	・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標を設定した一方、新型コロナウイルスの影響により外国人観光客の入国について現時点で見通せず、現時点で今年度の目標値として設定不能なため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						行政事業レビュー 事業番号	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度									
(1) エコツーリズム総合推進事業費 (平成16年度)	7 (5)	5 (4)	4 (3)	4	2	<達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動等を所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進全体構想認定数が各都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。						231	

(2)	自然公園等事業費等 (平成6年度)	17,935 (13,225)	18,837 (15,906)	集計中 (集計中)	7,730	4.5.6	<p><達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。</p>	233
(3)	温泉の保護及び安全・適正利用推進事業 (平成18年度)	23 (19)	25 (19)	25 (21)	25	3	<p><達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連するガイドライン等を策定し、技術的助言を実施することにより、温泉の保護及び適正な利用を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。</p>	232
(4)	自然公園等利用ふれあい推進事業 (平成19年度)	9 (7)	9 (5)	9 (集計中)	9	1.4	<p><達成手段の概要> 国立公園等において、みどりの月間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等を行う自然公園指導員及び自然解説等を行うパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいを推進することに寄与する。</p>	234
(5)	国立公園満喫プロジェクト推進事業 (平成28年度補正)	512 (469)	540 (452)	540 (集計中)	540	1.4.7	<p><達成手段の概要> 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月)」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するため、「国立公園満喫プロジェクト」として、保護すべきところは保護しつつも、利用の推進を図るための取組を推進する。</p> <p><達成手段の目標> 2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させる(令和3年度は目標設定不能)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の持続可能な利用を促進し、利用による地域への経済的効果の波及に伴い、地域に観光資源としての自然環境の価値を認識してもらうことで、自然との共生の推進に寄与する。</p>	206
施策の予算額・執行額		18,486 (13,718)	19,416 (16,386)	集計中 (集計中)	8,308	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>生物多様性国家戦略2012-2020、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2022、新資本主義戦略フォローアップ</p>		

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-25)

別紙1

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	則久雅司(国立公園課長) 中澤圭一(野生生物課長)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進							
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) ・自然公園法 		政策評価実施予定時期	令和5年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458	H23年度	6,994	R3年度	-	-	6,994	-					三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和3年度目標として、利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。
2 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	2,975	H17~H21年度	2,975	R3年度	-	-	-	-					被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るため、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)での震災前5年間の平均年間利用者数(2,975千人)を目標値として評価する。なお、同目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和3年度目標として、再度設定する。
3 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)					-	-	-	-					被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)の路線設定を進めており、トレイルを歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。 平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。
4 イノシシの出現頻度を前年度実績値以上とする。	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。		-		帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
三陸復興国立公園再編成 等推進事業 (平成23年度)(再掲)	-	-	-	-	1,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施した。 ・平成26年度に三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入、平成31年度にみちのく潮風トレイルの全路線を開通した。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園の利用者数を震災以前の水準に回復することを目標とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園を再編成することで、自然環境を活かして公園利用者数を回復し、復興していく基盤とする。また、みちのく潮風トレイルを設定することで、公園利用者を増やし、地域観光の活性化を図る。 	-
放射線による自然生態系 への影響調査費 (平成25年度)(再掲)	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物への放射線の影響を調査するとともに、関係機関や専門家と連携しながら情報収集に努めている。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定無し <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標は設定していないが、放射線による自然生態系への影響把握・野生動植物への放射線影響に関する調査、関係機関等との連携や情報収集を実施することにより、放射線による自然生態系への影響を把握することができる。 	-
三陸復興国立公園等復興 事業 (平成24年度)	1,118 (1,046)	248 (236)	156 (151)	-	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 ・三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園内の利用拠点での震災前5年間の平均年間利用者数を目標とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進を見込んでいる。 	0134
帰還困難区域内等におけ る鳥獣捕獲等緊急対策事 業 (平成25年度)	416 (398)	418 (411)	414 (402)	411	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域内等において、イノシシ等野生鳥獣の捕獲等を実施する。 ・イノシシ等野生鳥獣による農業被害や生活環境被害等の軽減を図ることによって、住民の帰還に向けた環境整備の円滑な実施が見込まれる。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域内等のイノシシ等野生鳥獣の生息状況を把握し、効率的かつ安全な方法で捕獲等を実施することにより、個体数の削減と被害の軽減を図る。 	0152
施策の予算額・執行額	1,534 (1,444)	666 (647)	570 (553)	411	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-26)

別紙1

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備				担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課		作成責任者名 (※記入は任意)	細川真宏(総務課長) 則久雅司(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長) 中澤圭一(野生生物課長)			
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。				政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。				目標設定の考え方・根拠	・明日の日本を支える観光ビジョン ・国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について(観光立国推進閣僚会議決定) ・自然公園法		政策評価実施予定時期	令和5年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人	H27年度	667万人	R7年度	-	設定不能	設定不能	設定不能				・政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。なお、新型コロナウイルスの影響により外国人観光客の入国について現時点で見通せず、現時点で今年度の目標値は設定不能。
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	-	-	9拠点	R4年度	5拠点	10拠点	14拠点	9拠点				・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。
3 利用施設の多言語化	-	-	20施設	R5年度	24施設	40施設	40施設	20施設				・国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がにつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。
4 ビジターセンター等機能強化	-	-	60施設	R4年度	32施設	60施設	60施設	60施設				・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。
5 国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	-	-	180万	R4年度	-	180万	180万	180万				・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。
6 野生動物観光促進事業の実施者数	-	-	10者	R2年度	10者	10者	-	-	-	-	-	・特色ある日本の野生動物を活用した観光についてプロモーションの強化やコンテンツの開発・改善をすることにより、訪日旅行者の地域における体験滞在の満足度向上等につながるため、これらに取り組む野生動物観光促進事業の実施者数を目標として定める。
7 一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	-	-	3施設	R2年度	1施設	3施設	-	-	-	-	-	・希少種保全及び普及啓発の拠点であり、観光資源としてのポテンシャルが高い野生生物保護センターの情報提供機能を強化することにより、来訪者の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、展示施設の改修等の一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数を目標として定める。
8 国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により作成等されたコンテンツ件数	-	-	-	-	-	-	44件	-				日本の国立公園等ならではの魅力ある自然・文化・歴史を楽しめる、ストーリーを踏まえたコンテンツ作成やコンテンツを提供できる体制等が整備されることにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、作成等されたコンテンツ件数を目標として定める。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度			
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 (令和元年度)	469 (431)	2,360 (1,883)	2,000	1,670	1.2	<p><達成手段の概要> 利用拠点の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善等の事業を関係者の役割分担のもとで一体的に実施すること等により、訪日外国人をはじめとする国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加につなげる。</p> <p><達成手段の目標> 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園利用拠点の滞在環境の上質化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度については、事業規模を踏まえた目標を設定し取組を進める</p>	0256
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業((旧)国立公園多言語解説等整備事業) (平成30年度)	637 (334)	828 (609)	998 (965)	140	1.3	<p><達成手段の概要> 国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンターやその周辺の園地・歩道を中心に自然資源等の解説の多言語化対応を一体的に行うエリアにおいて、官民連携の地域協議会等で磨き上げたコンテンツ等も含め、ICT技術を活用した多様な媒体による多言語解説等整備や、WEBサイト、サイネージ、セルフガイドアプリ等による総合的な魅力発信の取り組みを有機的に繋げて進めること、より効果的に訪日外国人にとって魅力ある地域づくりを進める。</p> <p><達成手段の目標> 多言語化した利用施設数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により国立公園等における利用施設の多言語化を進め、R3年度の目標は達成した。R4年度についても、R3年度までと同程度の目標で取組を進める。</p>	0257
(3) 野生動物観光促進事業 (令和元年度)	272 (71)	415 (372)	0	0	1	<p><達成手段の概要> 地域での訪日外国人の体験滞在の満足度を向上させるため、野生動物を観察するためのルール作りやツアーのインバウンド対応の充実、また、傷病個体を収容している野生生物保護センターの一般公開等の取組を推進し、野生動物を観察するツアーの充実を図っていく。</p> <p><達成手段の目標> 2020年までに、海外メディアや訪日外国人旅行者がSNSで発信する日本の野生動物観光に関する情報を50件とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業では、種の保存法に係る希少野生動植物種の保護増殖事業にも資するツアーコンテンツの造成など、野生動物観光を促進する優良なコンテンツ造成できている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば目標達成への評価は難しいと史料。</p>	0258
(4) 国立公園利用促進事業 (令和元年度)	524 (453)	639 (534)	170	117	1.4	<p><達成手段の概要> 国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器及び最新のデジタル技術を活用した疑似体験プログラム等の導入を行う。</p> <p><達成手段の目標> 自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等が訪日外国人等に分かりやすく伝わり、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加等につながる。</p>	0259
(5) 国立公園利活用促進円滑化事業 (令和元年度)	440 (393)	110 (110)	410 (409)	160	1.5	<p><達成手段の概要> 関係省庁等との連携の下、JNTOグローバルサイト内に構築した国立公園サイトのコンテンツを拡充するとともに、このサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力在海外に情報発信する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園一括情報サイトを中心とした情報発信等により国立公園の認知向上・誘客促進につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園一括情報サイトを中心としたデジタルマーケティング等を通して、戦略的なプロモーション実施に寄与する。</p>	0260
(6) 京都御苑訪日外国人観光促進事業(令和2年度)	-	55 (55)	0		1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、ICTを活用した苑内各所にある歴史的遺構の解説、茶室など由緒ある建築物のリノベーションや体験型アクティビティや庭園ガイドの整備、広大な苑内において容易に情報入手を可能とするためのデジタルサイネージの整備等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 令和2年度中に主たる調査設計は終了したものの、有識者との調整に不測の日数を要したなどにより、令和3年度に繰越し整備することとなった。そのため、目標達成への評価は難しいと史料。</p>	0268

(7)	国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(令和3年度)	-	-	1,480	99	1,8	<p><達成手段の概要> 日本の国立公園等は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化・歴史も重要な魅力の一つで、外国人利用者に対して提供できるコンテンツの磨き上げや、地域のテーマやストーリーも踏まえた複数のコンテンツを効果的に利用者への提供、また、地域においてはコンテンツを提供できる体制・人材育成・計画作り・環境整備等が必要であり、今回は計画作りそれらの取組を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 取り組んだ計画作りの件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0283
(8)	新宿御苑における訪日外国人に向けたワーケーション対応等事業(令和3年度)	-	-	294	-	1.4	<p><達成手段の概要> 新宿御苑の既存の休憩施設(中央休憩所等)を改修し、訪日外国人をはじめとした来園者のビジネスユース需要に対応するための全天候対応型ワーキングスペースを設置する。また、新宿御苑に訪れる訪日外国人に対し、国立公園等の滞在型コンテンツやエコツアーリズム等の他、環境施策をPRする最新のデジタルコンテンツを整備し情報発信するとともに、日本の各地域への来訪意欲を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0284
(9)	京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業(令和3年度)	-	-	20	15	1	<p><達成手段の概要> 京都御苑における外国人利用者の満足度の向上、訪日外国人の誘客や滞在時間の増加へ寄与するため、京都御苑の歴史や関連文化・自然などに関するアーカイブを構築する。関連する組織や機関と連携・運営体制を構築しながら、アーカイブデータのデジタル化を図り、アーカイブを活用した体験型アクティビティやガイドの整備・充実等の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当事業を実施することにより、訪日外国人利用者数の増加に寄与する。</p>	0282
(10)	国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業	-	2,200 (1,813)	126 (79)	-	1	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園及び国民保養温泉地における誘客やワーケーションの推進の支援及びプロモーションを通じて、新型コロナウイルスの流行の収束までの間の地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 誘客やワーケーションの推進への支援件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化に寄与する。</p>	0242
(11)	国立公園、温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業	-	2,993 (0)	2,993 (1,923)	-	1	<p><達成手段の概要> 国立公園及び国民保養温泉地における誘客やワーケーションの推進の支援及びプロモーションを通じて、新型コロナウイルスの流行の収束までの間の地域の雇用の維持・確保及び国立公園等への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 誘客やワーケーションの推進への支援件数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の雇用の維持・確保及び国立公園への誘客等に資することで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の再活性化に寄与する。</p>	0242
(12)	国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業	-	-	799	-	1	<p><達成手段の概要> 国立公園等の利用拠点でのコロナ対応やワーケーション受入等のための環境整備と自然体験の推進等によりライフスタイル変革と地域活性化を図る。</p> <p><達成手段の目標> 訪日外国人の国立公園利用者数を目標として定める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立・国定公園で「遊び、働く」という健康でサステナブルなライフスタイルを推進し、地方創生に貢献し、利用拠点においてコロナ対応等の環境整備、自然体験プログラムの推進や魅力発信の取組を支援することで、新型コロナウイルス感染症拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性に寄与する。</p>	0246
施策の予算額・執行額		2,342 (1,682)	7,382 (6,380)	4,962	-		<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	-